

# 厚生環境常任委員会

平成25年 3月15日  
午後1時30分  
於：協議会室

## 案件

3:50 由会

### 1. 付託案件

- (1) 議第12号 平成24年度王寺町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) について

討論+シ 原案可決

- (2) 議第13号 平成24年度王寺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について

討論+シ 原案可決

- (3) 議第15号 平成24年度王寺町介護保険特別会計補正予算(第3号) について

討論+シ 原案可決

- (4) 発議第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書について

反対討論 清水  
賛成討論 小山  
挙手多数 原案可決  
④ 小山、久保、中川、楠本、幡野、西本

### 2. 付託外案件

- (1) 未熟児養育医療について

別添、資料により説明

### 3. その他所管事項

PM2.5は0.7 大気汚染

3/11に県より通知 光化学スモッグに伴って  
御民由係控(案)

・ホムペーではマ... 済  
・リポート... → 測定済 天候

5/17: 170μg

PM2.5以下 70μg

光化学スモッグ 4  
AM5-7. 85μgを越す場合 注意 3/15に  
注意

(先) FAX → 連絡網、発着中、千、整備、理大、幼小中、保、  
バース、プール、等 清水 → 介護施設などへの連絡追加を要望する。

(中川) 柏原の規制数値高に、これから、至急対策と取組んでいる。

執行部) 県 → 国へ要望、現状の規制値に到達しては(と)いい。..

(西本) AMS-7、住民への直接伝達?

執行部) 35μg が基準、暫定 75μg と訂正している。

◎健康には、反降の恐れ判断されている。全住民への直接(防災無線)  
が利用は考えている。

◎屋外での。

19/1日 30/3日 37.~38μg あり。

再度、報道内容から不安を感じておられる方が多いと思うので公表すべきではないか?

執行部) PM2.5が1月以降に35μgを超えたのは、報告では1月に1回3月に3回であり、いずれも37~38であり、健康被害の対象ではないと報告がありました。

清水 → 広報において正確な内容を行うように要望をしました。

# 未熟児養育医療

## 1 目的

未熟児は、正常の新生児に比べて機能が未熟であり疾病にかかりやすく、その死亡率は極めて高いばかりか、心身の障害を残すことがある。従って出生後、速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、母子保健法第20条の規定により、これら未熟児に対し指定養育医療機関において、これに必要な医療の給付を行う。

指定養育医療機関(奈良県内)

奈良県立医科大学附属病院	近畿大学医学部奈良病院
大和高田市立病院	県立奈良病院
天理よろず相談所病院	市立奈良病院

## 2 給付の対象

市町村に居住する母子保健法(以下「法」という。)第6条第6項に規定する満1歳未満の未熟児で、医師が入院療養を必要と認めたもの。

法第6条第6項にいう諸機能を得るに至っていないものとは、例えば次のいずれかの症状を有している場合をいう。

(1) 出生時体重2,000グラム以下のもの

(2) 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

1 一般状況	(1) 運動不安・痙攣がある (2) 運動が異常に少ない
2 体温	(1) 34℃以下
3 呼吸器 循環器	(1) 強度のチアノーゼ (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い
4 消化器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続している (3) 血性吐物、血性便がある
5 黄疸	(1) 生後数時間以内に出現 (2) 異常に強い黄疸のあるもの

## 3 給付の内容

指定養育医療機関における入院医療の給付の範囲

ア 診察
イ 薬剤又は治療材料の支給
ウ 医学的処置、手術及びその他の治療
エ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
オ 移送

差額ベッド料等  
保険料外は全額自己負担

## 4 医療機関での支払

通常は受診時に医療機関で支払いますが、未熟児養育医療の場合は、市町村が負担するので不要。世帯の所得税額に応じて徴収基準月額が生じますが、王寺町では福祉医療制度により相殺しますので、支払は生じません。